

子育て 介護職員 のための

育児支援

補助金支給手続を
受付しています！

◎対象事業所は・・・

青森県内に所在する、介護保険法に基づく
指定介護サービス事業者・施設又はその他
介護職員の配置が必要とされている社会
福祉施設が対象です。



【事業主のみなさんへ】

子育て中の介護職員を支援している事業主に対し、その支援費用の一部を補助します。

【補助対象及び金額】

次の1または2の場合です。

1 育児支援サービスを利用した場合

⇒ 1回あたりの利用料の半額と3,000円を比較して低い額

※ベビーシッター、ファミリーサポートセンター、保育ママ、病児・病後児保育、延長保育
夜間保育、休日保育等の子どもの預かりサービスとする。
(幼稚園、保育園等の平日日常的に利用するものを除く)



2 臨時的な看護師等の職員を配置した場合

⇒ 1回あたりの配置額の半額と6,500円を比較して低い額

※病気やケガで保育園や学校に通えない子どもを、事業所等内の保育施設等で臨時的に看護
師等の職員を配置したとき。



実施要綱・申請様式等は、本会ホームページからもご利用いただけます。

福祉ネットあおもり <https://aosyakyo.or.jp>

【お問い合わせ先】

〒030-0822 青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 2階

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 福祉人材課

TEL:017-777-0012 FAX:017-777-0015